

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月14日
【四半期会計期間】	第64期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）
【会社名】	株式会社ゴールドウイン
【英訳名】	GOLDWIN INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西田 明男
【本店の所在の場所】	富山県小矢部市清沢210番地
【電話番号】	0766（61）4802（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員管理本部長 二川 清人
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区松濤2丁目20番6号
【電話番号】	03（3481）7203（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部財務部副部長 加藤 秀司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社ゴールドウイン東京本社 （東京都渋谷区松濤2丁目20番6号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第63期 第2四半期連結 累計期間	第64期 第2四半期連結 累計期間	第63期
会計期間	自平成25年4月1日 至平成25年9月30日	自平成26年4月1日 至平成26年9月30日	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日
売上高 (百万円)	24,473	24,853	54,869
経常利益 (百万円)	873	730	3,901
四半期(当期)純利益 (百万円)	708	535	3,021
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,448	671	5,102
純資産額 (百万円)	22,559	24,810	24,376
総資産額 (百万円)	49,482	53,710	49,342
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	12.03	9.09	51.30
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	45.5	46.0	49.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	939	3,287	2,409
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	271	647	621
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,419	3,655	1,077
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)	5,026	4,359	4,576

回次	第63期 第2四半期連結 会計期間	第64期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自平成25年7月1日 至平成25年9月30日	自平成26年7月1日 至平成26年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	15.71	13.89

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。)は含んでおりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 1株当たり情報の算定上の基礎となる「普通株式の期中平均株式数」については、株式給付信託が所有する当社株式を控除しております。

#### 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、当社グループの事業特性上、上半期と下半期の業績に季節の変動がありますが、損益的には当初計画を上回る業績で推移しております。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）におけるわが国経済は、企業収益の回復を背景に設備投資の増加や雇用環境が改善し緩やかな回復基調にはあるものの、消費税率引き上げ後の個人消費の停滞傾向が続いており市場環境は引き続き不透明な状況が続いております。

このような経営環境の中、当社グループ（当社、連結子会社および持分法適用会社）は当連結会計年度を第2年度とする中期経営計画に沿ってその達成に向けた諸施策を実行中であります。

当第2四半期連結累計期間においては、売上高については、「ザ・ノース・フェイス」、「ヘリー・ハンセン」、「スピード」、「ダンスキン」ブランドの販売は堅調に推移し増収となった一方で、ウィンター関連ブランド及び「チャンピオン」ブランドについては、昨シーズンの消化不良による在庫過多状況が続いており、その販売調整を実施したこと等により減収となり、結果として売上高は前年同期比微増収となりました。営業利益、経常利益、当期利益については、直営店売上が大幅に伸長したこと等により粗利率は改善しましたが、直営店出店増に伴う人件費や賃借料などの先行費用の支出等により販売費及び一般管理費が増加した結果、前年同期比減益となりました。

これらの結果、当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高24,853百万円（前年同期比1.6%増）、営業利益311百万円（前年同期比40.8%減）、経常利益730百万円（前年同期比16.4%減）、四半期純利益535百万円（前年同期比24.4%減）となりました。

当社グループの売上高は取扱商品の特性上、上半期と下半期の業績に季節の変動があるため、連結会計年度の上半期と下半期の売上高との間に著しい相違があります。

なお、記載金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は4,359百万円となり、新規連結に伴う増加84百万円があったものの、前連結会計年度末より216百万円減少いたしました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用したキャッシュ・フローは3,287百万円（前年同期は939百万円の使用）となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益721百万円の計上があったものの、たな卸資産の増加2,259百万円や売上債権の増加969百万円等があったためであります。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用したキャッシュ・フローは647百万円（前年同期は271百万円の使用）となりました。主な要因は、固定資産の取得による支出や差入保証金の差入による支出によるものであります。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られたキャッシュ・フローは3,655百万円（前年同期は2,419百万円の獲得）となりました。これは主に、短期借入れによる収入によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対応すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社では「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定めており、その内容等は以下のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、買収者に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかし、買収行為の中には、その態様によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するものが存在いたします。

当社の企業価値を構成する要素は、業界トップクラスに位置付けられる高付加価値・高イメージの複数のスポーツウエアブランド（スポーツブランド）の商標権ないし販売権、このようなブランド価値を具現化するための優れた創造力・企画力・製造ノウハウ、このような創造力・企画力・製造ノウハウを支える個々の優秀な従業員、永年の取引を通じて培われた信頼関係に裏付けられた多数の取引先・顧客・商権等々の経営資源を有すること、ならびに、これらの経営資源に基づき既存事業の遂行に加えて新規事業・新規商材・新規市場を開発することにより将来的に業容を拡大して会社業績を向上させ得る事業基盤、および、事業活動を通じて安定してキャッシュ・フローを創出して将来に亘る会社資本強化を実現し得る経営基盤を有することです。以上のような当社の企業価値の本質（本源的価値）に対する理解なくして、当社の企業価値を持続的に向上させていくことは不可能でございます。

このような理解に欠ける買収者が、当社の株式の大規模買付を行い、短期的な経済的効率性のみを重視して、一時的な利益を上げる反面で当社の持つ上記の経営資源や事業基盤を損なうことや、あるいは当社の特定のブランド又は商権のみを獲得しその余については処分するなど、当社の企業価値を生み出すしくみに反する行為を行い、当社の事業体としての継続性を阻害することなどは、結果として当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損につながるものです。

このように企業価値ひいては株主共同の利益を害する買収者に対しては、企業価値ひいては株主共同の利益を保護するために相当な限度で取締役会が対抗措置を発動することが認められてしかるべきであります。しかしながら、買収提案の内容は多種多様なものがあり得ますので、当該買収提案の内容が企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであるか、これを害するものであるか、にわかに判別し難い場合も存在し得るところです。当社は、かかる買収提案が行われた場合には、まずは取締役会において買収提案者と協議、交渉することといたしますが、買収提案者から買収提案に関する十分な情報の提供が行われた上で書面による請求があった場合など一定の要件を満たす場合には、株主総会の場において、当該買収提案につき本プランによる対抗措置を発動すべきか否かを株主の皆様方に判断して頂くことが望ましいものと考えております。

また、株主の皆様が、買収提案が企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かにつき株主総会の場において適切な判断を行うことができるよう、当該買収提案が当社株主の皆様及び当社グループの経営に与える影響、当該買収者が意図する当社グループの経営方針や事業計画の内容、当社グループを取り巻く多くの関係者に対する影響等について、買収提案者から十分な情報の開示がなされるようにすることは、当社取締役会の責務と考えております。

基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループでは、中期経営計画をもとに、業務やコスト構造を見直し、顧客基点のさらなる強化を図り、顧客や市場の変化に柔軟に対応して、ブランド事業ごとの収益基盤を強化し、企業価値を高めるべく経営に取り組んでおります。

また、各ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、内部統治構造の機能及び制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。具体的には、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の確立を目指し、経営と事業執行機能の役割を明確にするために、「執行役員制度」を導入したほか、CSR推進委員会や内部統制部門を設置し、コンプライアンスやリスク管理を積極的に推進しております。なお、当社の監査役4名中3名は社外監査役です。

#### 基本方針に照らし不適切な者により支配されることを防止するための取組み

上記 記載の認識に基づき、当社は、平成24年6月28日開催の定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権を用いた方策（以下「本プラン」といいます）に関する継続承認議案の承認を得ており、かかる承認決議の内容に従い、上記定時株主総会後に開催された取締役会において、本プランの継続採用および円滑な実行のために必要な事項、措置を決議しております。本プランの内容は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.goldwin.co.jp/corporate/info/ir/defense>）に掲載していますので、詳細についてはそちらをご参照ください。

当社は、本プランに則り、当社の20%以上の株券等保有割合の株券等を特定公開買付開始公告の実施、又は支配株式の取得を企図する者（その共同保有者およびこれらを支配する者その他を含む）に対して、予め当社に対し書面により一定の情報が記載された買収提案を提出することを求めます。買収提案が当社に対して行われた場合、当社取締役会から付議を受けた特別委員会が、買収提案について、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から検討し、その結果を当社取締役会に勧告し、当社取締役会が対抗措置の不発動確認決議を行うか否かを検討します。なお、買収提案者が一定の要件を具備した上で、買収提案者の行う特定の買収提案に対し、本プランによる対抗措置を採ることの可否を問うための株主総会の開催を請求した場合および当社取締役会が自らの判断でかかる株主総会を開催すべきと判断した場合には、当社取締役会は株主総会を招集するものとし、当該株主総会において、本プランに基づく対抗措置を採ることが承認されなかった場合には、当該買収提案に対しては本プランによる対抗措置の発動は行われません。

#### 基本方針の実現のための取組みについての取締役等の判断及びその理由

##### イ. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社の中期経営計画、コーポレート・ガバナンスの強化、企業としての社会的責任を遂行するための取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを直接目的とするものであり、結果として基本方針の実現に資するものです。

したがって、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではございません。

##### ロ. 基本方針に照らし不適切な者により支配されることを防止するための取組みについて

本プランは上記の基本方針に沿うものであり、またその合理性を高めるため以下のような特段の工夫が施されております。本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、また当社経営陣の地位の維持を目的とするものでもありません。

当社は、株主の皆様の意思を反映させるため、本プランの導入に際して、定時株主総会において、本プランの導入に関する定款変更の特別決議によるご承認および一定の附帯条件のもと本プランによる対抗措置を採ることに関する普通決議によるご承認（「プラン承認決議」）を受けております。

特定の買収提案に対する不発動確認決議における判断の中立性を担保するため、本プランでは、当社社外役員及び外部有識者から構成される特別委員会が、買収提案の内容について情報収集・検討を行い、不発動確認決議の是非について、当社社外役員を兼任する者は当社の役員としての会社に対する法的義務を背景に、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から検討を行います。そして、取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重し、当該買収提案が当社の企業価値の向上や株主共同の利益に資するか否かの観点から真摯に検討します。また、特別委員会から当社取締役会に対し、不発動確認決議を行うべきとの勧告決議がなされ、取締役会がその勧告を受容れることで株主に対する取締役としての善管注意義務に反すると判断する場合には、取締役会が本プランによる対抗措置をとることの可否についての株主総会を招集します。

本プランでは、予め定める事項を全て充足すると認められる買収提案に対しては不発動確認決議がなされるものとされており、取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが採られています。

本プランでは、取締役会自ら株主総会の招集が必要と判断した場合のみならず、一定の要件を充足すれば買収提案者自身も自らの買収提案に対して本プランによる対抗措置を採るか否かを決する旨の議案を上程する株主総会を開催することを要求することができ、取締役会が判断の不当な引き伸ばしを行うことを回避する仕組みが組み込まれているとともに、本プランによる対抗措置の発動の可否について具体的な買収提案を前提として株主の皆様の意思を直接反映する仕組みを採用しております。

当社取締役の任期は1年であり、任期限差制や解任要件の普通決議からの加重等も行っていないため、毎年取締役の選任を通じて株主の皆様の意思を反映することが可能となっております。

本プランでは、定款上の根拠を有した株主総会決議による承認決議の有効期間を、平成24年6月28日開催の定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時までとし、3年が経過した時点で、本プランの各条件の見直し等を含め、必要に応じて株主総会の承認を求めることとし、本プランに株主の直接の意思を反映することができるようにしています。

本プランの効力は、原則として各期の定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結の時までとし、当該取締役会において、本プランの維持・改定又は廃止など随時その内容を見直すことを基本としております。当社の取締役の任期は1年ですので、毎年の取締役の改選を反映した内容となることが確保されているとともに、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況に対応することが可能となります。

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。

#### (4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、178百万円であります。なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	230,000,000
計	230,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年11月14日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	59,560,218	59,560,218	東京証券取引所(市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	59,560,218	59,560,218	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成26年7月1日～ 平成26年9月30日	-	59,560	-	7,079	-	258

(6) 【大株主の状況】

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
シービーエイチケイ コリア セキュリティーズ デジタル リーサムスン (常任代理人シティバンク銀 行株式会社)	34-6 YEOUIDO-DONG, YEONGDEUNGPO-GU, SEOUL, KOREA (東京都品川区東品川2-3-14)	11,640	19.54
三井物産株式会社	東京都千代田区大手町1-2-1	5,459	9.17
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	3,720	6.25
株式会社北陸銀行	富山県富山市堤町通り1-2-26	2,476	4.16
丸紅株式会社	東京都千代田区大手町1-4-2	2,403	4.04
株式会社北國銀行	石川県金沢市下堤町1	2,169	3.64
株式会社西田	富山県小矢部市清沢1061	2,081	3.49
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	1,892	3.18
共栄火災海上保険株式会社	東京都港区新橋1-18-6	1,081	1.81
西田 明男	東京都渋谷区	863	1.45
計	-	33,786	56.73

- (注) 1. 上記のほか当社所有の自己株式1,375千株(2.31%)があります。
2. 自己株式(1,375千株)には、資産管理サービス信託銀行株式会社(株式給付信託口)が所有する当社株式174千株を加算しておりません。
3. 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は725千株であります。
4. 株式会社みずほ銀行およびその共同保有者である2社から平成26年6月20日付で大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、平成26年6月13日現在でそれぞれ以下の通り株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1-5-5	株式 1,891,508	3.18
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1-2-1	株式 1,348,000	2.26
みずほ投信投資顧問株式会社	東京都港区三田3-5-27	株式 219,000	0.37
計	-	株式 3,458,508	5.81



(7)【議決権の状況】  
【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,375,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 57,836,000	57,836	-
単元未満株式	普通株式 349,218	-	-
発行済株式総数	59,560,218	-	-
総株主の議決権	-	57,836	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式給付信託が所有する当社株式174,000株(議決権の数174個)が含まれております。なお、会計処理上は、当社と株式給付信託は一体であると認識し、株式給付信託が所有する当社株式を自己株式として計上しております。

【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(株)ゴールドウイン	東京都渋谷区松濤2-20-6	1,375,000	-	1,375,000	2.31
計	-	1,375,000	-	1,375,000	2.31

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が3,000株(議決権の数3個)あります。なお、当該株式数は、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄に含めております。

また、「第4 経理の状況」以下の自己株式数は1,549,743株で表示しております。これは当社と信託口が一体であるとする会計処理に基づき、資産管理サービス信託銀行株式会社(株式給付信託口)が所有する当社株式174,000株を含めて自己株式として処理しているためであります。

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。なお、当四半期累計期間終了後、当四半期報告書提出までの役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役専務執行役員 管理本部長	取締役専務執行役員 管理本部長兼財務部長	二川 清人	平成26年10月1日

## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	5,533	5,459
受取手形及び売掛金	11,306	12,292
商品及び製品	9,773	11,949
仕掛品	82	115
原材料及び貯蔵品	608	658
その他	1,412	1,816
貸倒引当金	8	7
流動資産合計	28,708	32,284
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,440	1,397
土地	697	697
その他(純額)	1,205	1,176
有形固定資産合計	3,343	3,271
無形固定資産		
商標権	40	22
その他	646	597
無形固定資産合計	686	619
投資その他の資産		
投資有価証券	12,735	13,204
差入保証金	2,126	2,337
その他	2,057	2,307
貸倒引当金	316	313
投資その他の資産合計	16,603	17,534
固定資産合計	20,634	21,426
資産合計	49,342	53,710

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	13,669	13,395
短期借入金	738	4,828
1年内返済予定の長期借入金	1,218	1,364
未払法人税等	185	190
賞与引当金	683	737
返品調整引当金	552	488
その他	2,906	2,913
流動負債合計	19,953	23,918
固定負債		
社債	300	300
長期借入金	1,731	2,358
退職給付に係る負債	905	314
その他	2,074	2,007
固定負債合計	5,012	4,980
負債合計	24,966	28,899
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,079	7,079
資本剰余金	3,753	3,750
利益剰余金	14,271	15,001
自己株式	240	739
株主資本合計	24,865	25,092
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	335	468
繰延ヘッジ損益	2	4
為替換算調整勘定	959	899
退職給付に係る調整累計額	1,853	1,742
その他の包括利益累計額合計	555	369
少数株主持分	67	87
純資産合計	24,376	24,810
負債純資産合計	49,342	53,710

( 2 ) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第 2 四半期連結累計期間】

( 単位 : 百万円 )

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 9 月30日)
売上高	24,473	24,853
売上原価	14,288	14,178
売上総利益	10,185	10,674
返品調整引当金戻入額	134	64
差引売上総利益	10,320	10,738
販売費及び一般管理費	1 9,794	1 10,427
営業利益	526	311
営業外収益		
受取利息	6	6
受取配当金	29	33
持分法による投資利益	395	448
その他	41	54
営業外収益合計	473	544
営業外費用		
支払利息	73	66
弔慰金	-	30
その他	52	28
営業外費用合計	125	124
経常利益	873	730
特別利益		
新株予約権戻入益	39	-
その他	1	0
特別利益合計	40	0
特別損失		
固定資産処分損	0	1
店舗閉鎖損失	34	0
投資有価証券評価損	-	7
その他	4	0
特別損失合計	39	9
税金等調整前四半期純利益	874	721
法人税、住民税及び事業税	160	212
法人税等調整額	1	23
法人税等合計	159	188
少数株主損益調整前四半期純利益	715	532
少数株主利益又は少数株主損失 ( )	7	2
四半期純利益	708	535

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	715	532
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	82	132
繰延ヘッジ損益	5	2
為替換算調整勘定	167	67
退職給付に係る調整額	-	107
持分法適用会社に対する持分相当額	488	36
その他の包括利益合計	733	138
四半期包括利益	1,448	671
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,441	674
少数株主に係る四半期包括利益	7	3

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	874	721
減価償却費	492	482
退職給付引当金の増減額(は減少)	61	-
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	-	590
のれん償却額	24	24
貸倒引当金の増減額(は減少)	2	2
受取利息及び受取配当金	36	40
支払利息	73	66
持分法による投資損益(は益)	395	448
投資有価証券評価損益(は益)	-	7
固定資産処分損益(は益)	0	1
売上債権の増減額(は増加)	791	969
たな卸資産の増減額(は増加)	1,362	2,259
仕入債務の増減額(は減少)	1,093	275
その他	463	231
小計	549	3,052
利息及び配当金の受取額	36	40
利息の支払額	80	74
法人税等の支払額	204	200
特別功労金の支払額	140	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	939	3,287
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	419	207
定期預金の払戻による収入	441	130
有形及び無形固定資産の取得による支出	150	225
有形及び無形固定資産の売却による収入	4	-
投資有価証券の取得による支出	159	28
投資有価証券の売却による収入	4	3
差入保証金の差入による支出	59	236
その他	66	83
投資活動によるキャッシュ・フロー	271	647
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	3,333	4,090
長期借入れによる収入	320	1,500
長期借入金の返済による支出	761	727
社債の償還による支出	16	-
ストックオプションの行使による収入	97	-
自己株式の取得による支出	4	527
配当金の支払額	352	471
その他	196	209
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,419	3,655
現金及び現金同等物に係る換算差額	57	20
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,265	300
現金及び現金同等物の期首残高	3,761	4,576
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	84
現金及び現金同等物の四半期末残高	5,026	4,359

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更に関する注記)

第1四半期連結会計期間より、GOLDWIN EUROPE AGは重要性が増したことにより、連結の範囲に含めておりません。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第2四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第2四半期連結累計期間の期首の投資その他の資産のその他(退職給付に係る資産)が198百万円増加、退職給付に係る負債が556百万円減少し、利益剰余金が754百万円増加しております。なお、これによる当第2四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成25年12月25日)を第1四半期連結会計期間より適用しております。なお、当実務対応報告適用初年度の期首より前に締結された信託契約に係る会計処理につきましては従来採用していた方法を継続するため、当実務対応報告の適用による四半期連結財務諸表への影響はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
受取手形割引高	765百万円	795百万円

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費および一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
役員報酬及び給与手当	3,466百万円	3,721百万円
賞与引当金繰入額	571百万円	601百万円
退職給付費用	148百万円	144百万円

2 当社グループの売上高は取扱商品の特性上、上半期が下半期に比べて金額が少ないため、連結会計年度の上半期の売上高と下半期の売上高との間に著しい相違があり、上半期と下半期の業績に季節的変動があります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
現金及び預金勘定	5,942百万円	5,459百万円
預金期間が3ヶ月を超える定期預金	915百万円	1,100百万円
現金及び現金同等物	5,026百万円	4,359百万円



(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月14日 取締役会	普通株式	352	6	平成25年3月31日	平成25年6月13日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託口に対する配当金1百万円を含めておりません。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間  
末後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年5月13日 取締役会	普通株式	471	8	平成26年3月31日	平成26年6月12日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託口に対する配当金1百万円を含めておりません。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間  
末後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成26年8月5日開催の取締役会において、会社法第459条第1項及び当社定款第36条の規定  
に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。これを受け、東京証券取引所における市場買付  
の方法により、当第2四半期連結累計期間において自己株式524百万円を取得いたしました。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間

(自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)

当社グループは、スポーツ用品関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	12円03銭	9円09銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	708	535
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	708	535
普通株式の期中平均株式数(千株)	58,853	58,855
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 普通株式の期中平均株式数については、株式給付信託が所有する当社株式を控除しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月14日

株式会社ゴールドウイン

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 定留 尚之 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 唐澤 正幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゴールドウインの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ゴールドウイン及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。